

三豊市過疎地域持続的発展計画に 関する中間評価について

1. 三豊市過疎地域持続的発展計画

過疎地域持続的発展計画

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために必要な事項を定めるもの。

三豊市の過疎地域

詫間町・仁尾町・財田町

計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

2. 達成状況の中間評価

計画の達成状況の評価に関する事項

本計画「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」において、本計画の達成状況評価は、外部委員会等により計画の中間年度および最終年度に行う。また、評価結果については市議会へ報告するとともに、市ホームページ等で公表することとしている。

→令和5年度が中間年度に当たることから、達成評価の中間評価を実施。

評価内容

本計画「(5) 地域の持続的発展のための基本目標」において、「三豊市第2次総合計画」に基づき63,500人+を人口目標に掲げ、11の項目で示す施策を展開することで、魅力的なまちの実現による人口増加をめざすこととしている。

→ (1) 人口目標

(2) 11の施策の取組状況

評価の実施

過疎対策は、過疎地域のみならず市全体で取り組むべき課題であることから、今後のまちづくりと併せて検討することが妥当であり、第2次総合計画後期基本計画の策定と併せて、三豊市総合計画審議会において評価を実施した。

→第4回総合計画審議会（令和5年10月19日開催）、第5回総合計画審議会（令和5年11月13日開催）

2. 達成状況の中間評価

(1) 人口目標

単位：人

目標値	現状 (R5.4.1)	目標値との比較
63,500+	59,352	▲4,148

本計画策定時点（R2.10.1）の人口が61,857人であり、計画策定以前から目標値を割り込んでいたものの、令和4年度までにさらに減少し、現在は目標値から約4,100人のマイナスとなっている。

2. 達成状況の中間評価

(2) 11の施策の取組状況

- ・ 11の施策において、それぞれ計画期間内に実施すべき事業（計53事業）が定められている。
- ・ 中間評価に当たり、以下の項目について、資料2のとおり担当課による自己評価を実施。
内容は別紙参照。
 - ①過疎地域において、令和3・4年度に実施した内容
 - ②実施内容に対する評価
 - ③今後の課題と対応策

(1) 人口目標、(2) 11の施策の取組状況について、三豊市総合計画審議会の委員から頂いた意見に対し、**資料3**のとおり回答を行い、了解を得た。